

改めて
学ぼう!

クリーニング

— 新洗濯表示を踏まえて —

特集 1

新 JIS 取扱い表示 (JIS L 0001) で 何が変わったか

— クリーニング業界に求められる対応とその取組み —

半田 裕施 Handa Yasushi 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 事務局次長

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会は、厚生労働省の所管する「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき 1958 (昭和 33) 年に設立。クリーニング業界唯一の法定団体として、国民の生活衛生向上、消費者保護 (利用者擁護) 等について、業界全体の指導に当たっている。



2016年12月1日からJIS L 0001 (JIS : 日本工業規格、以下、新JIS)による新しい取扱い表示が適用されました。この日を迎えるまでに、従来から使用していたJIS L 0217 (以下、旧JIS) による日本独自の取扱い絵表示をISO (国際標準化機構)規格の表示記号に整合化する作業が行われました。この結果、新JISでは主に次のような変更点があります。

- ・表示記号のデザインが変わり、種類が増えた。
- ・「指示情報」から「上限情報」になった。
- ・適用範囲が商業クリーニングに広がった。
- ・新たにウエットクリーニングの記号が設けられた。

今回は新JISの変更に関するポイントと留意点、そしてクリーニング業界が新たに取り組むべき対応を中心に解説します。

新 JIS 制定の経緯



日本国内で販売される繊維製品は家庭用品品質表示法により、組成表示や取扱い表示、はっ水性、表示者名や連絡先等の表示が義務づけられており、取扱い表示に関しては新JIS表示を用いることが規定されています。そしてこれが衣類に取扱い表示を付ける法的根拠になっています。

また、わが国は貿易の国際ルールを定めるために1995年1月1日に設立された国際機関のWTO (世界貿易機関)に加盟してその協定に批准しています。このWTO 協定には国際貿易において工業製品の規格などが不要な貿易障壁とならないようにするTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)が含まれており、従来から使用していた旧JISによる日本独自の取扱い絵表示も貿易障壁の1つになっていました。

そのため、この障壁を解消するために日本独自の旧JISによる取扱い絵表示をISO規格による表示記号に変更すること(整合化)になりました。さらに、2015年に「繊維製品品質表示規程」が改正され、2016年この規定が12月1日に施行されたことによって新JISによる取扱い表示が適用されることになりました。これにより繊維製品の取扱いに関するJIS規格はISO規格とほぼ同じものになっています。

新旧比較 / 相違点の3つの柱



① 適用範囲(家庭洗濯に加えて商業洗濯も)

これまでの日本独自の取扱い絵表示(旧JIS)は家庭における洗濯などの取扱い方法を指示する表示でしたが、新JISでは、家庭洗濯に加え、商業クリーニングも適用範囲に含まれることと

図1 商業クリーニングの表示記号例



なりました。
具体的には商業クリーニングのうちドライクリーニング

とウェットクリーニングを「○」の記号で表記しています(図1)。なお、商業クリーニングにはワイシャツの処理などの「ランドリー」もありますが、ランドリーの処理に関しては新JISの適用範囲外のため、家庭洗濯の表示を参照して行います。

家庭洗濯とウェットクリーニングの違いですが、ウェットクリーニングは「特殊な技術を用いた業者による繊維製品の水洗い処理」と定義されており、衣類等への水洗いや洗剤等による影響を考慮して仕上げる技術を指します。

これらの記号は、本革および毛皮を除く繊維製品のタンブル乾燥(乾燥機の中で洗濯物を回転させながら温風で乾燥する方法)・仕上げを含めたドライクリーニング処理、またはウェットクリーニング処理を表し、種々のクリーニング操作に関連した情報を提供しています。なお本革製品は、かばんや靴と同じ雑貨工業品に分類されるため、繊維製品の取扱い表示は適用されません。また毛皮製品は家庭用品品質表示法の対象外となっています。

② 「指示情報」から「上限情報」への変更

旧JIS表示での記号における情報は【指示情報】を表しており、家庭における洗濯などの取扱い方法が指示されていました。これに対して新JISでは、「繊維製品の取扱いを行う間に回復不可能な損傷を起こさない最も厳しい処理・操作」に関する情報を提供する【上限情報】へ変更となりました。ここでいう「最も厳しい洗濯処理」とは、洗濯後の乾燥・仕上げ処理において洗濯物の状態が洗濯前とほぼ同等に回復する上限に近い洗濯処理のことを指しているため、クリーニング事業者は各クリーニング記号に対応する試験方法を上限とした範囲内に自店の処理方法を

適合させることが求められます。

③ 表示に対する根拠と責任

新JISにおいて「取扱いに関する表示記号・付記用語で示した事項」について注記が加えられました。注記には、アパレル等の表示者は表示について「信頼性のある根拠(試験結果、素材の特性、過去の不具合実績など)による裏付けを持つことが望ましい。例えば、表示者が、×印を付けて洗濯不可の表示をした場合には、表示者は洗濯によって不具合が起こることの根拠を保持していることなどである」と記されています。

これにより対象の繊維製品に不具合が生じた場合、または表示に関する問い合わせに対して、表示者はその根拠をもって説明することが必要になりました。また、これまで、水洗いができる製品にドライクリーニングのみの表示を付けることや、「オール×」の表示等、過保護なケースが問題となっていました。今後はアパレル側に適切な表示を付ける責任が求められます。

以上がクリーニング業界から考察する新旧比較および相違点の3つの柱になります。今回は家庭洗濯表示に関する変更点は割愛させていただきます(新JISによる表示は資料参照)。

それではこの3つの柱を踏まえて、それぞれの留意点を読み解いていきましょう。

表示者に求められる根拠と クリーニング事業者求められる 洗浄条件の記録について

新JISにおいてクリーニング業界やアパレル業界などに求められる対応について、それぞれ必須となるのが、「アパレルなど表示者に求められる表示の根拠」と「クリーニング事業者求められる洗浄条件の記録」です。

例えばドライクリーニング処理の記号が表示された製品をドライクリーニングした結果、仮に洗濯物の状態が処理前と同等に回復しなかった場合、利用者による着用や保管などの原因を別にして考えられるのは、「表示が不適切であっ

たことによる事故」が「ドライクリーニングの処理条件が規定された試験条件よりも過酷であったことによる事故」のどちらかになります。アパレル等の表示者は、JISで規定する試験条件による実機試験の結果を根拠にして、表示には問題ないことを証明することが必要になります。

これに対して、クリーニングの現場では、洗濯物に事故が発生したときの備えとして、各ドライクリーニング処理の記号に対応する試験条件を上限にした範囲内で処理したことを証明する手段が必要になるのです。実際には、お預りした衣類1つ1つの洗浄条件を記録するのは不可能です。クリーニング業界としては、証明手段の1つとして、試験条件の各項目に準拠した「洗浄条件基準書」を作成して、自店の洗い等の作業工程が、表示の上限情報を超えていないことをチェックし、個々の品物をどう処理したか分かるように「洗浄条件記録表」に記録・保管をするよう呼びかけを行っています。

ウェットクリーニング記号に対する表示者の責務



旧JISでは記号自体がなかったウェットクリーニングの表示について、まず1つの大前提があります。それは、「ウェットクリーニング記号は、日本工業規格(JIS)、つまり標準規格に沿って付けられるものである以上、一般消費者からウェットクリーニング処理を依頼されたすべてのクリーニング事業者が受け付け、対応することができなければならない」ということです。つまり、特定の技能や設備を持っていないと処理できない繊維製品にはⓂ記号を付けるべきではないと考えています。このためアパレル等の表示者には「ウェットクリーニング記号を表示するための確認試験の基本的な流れ」として、アパレル等の表示者が検査機関に依頼する染色や収縮に関する〈基本性能の確認試験〉と、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会(全ク連)を含む指定のクリーニング団体が推薦したクリー

ニング工場で、洗浄および通常の仕上げ(=個人の技能差が出ない「標準的な仕上げ方法」)で問題ないかを検証する〈洗浄・仕上げの試験〉の2つの試験をクリアしてもらうことが必要になります。

結論としてウェットクリーニング記号は、前述の2つの検証をクリアした衣類等に付けられる記号であり、クリーニングで発生するトラブルに備えて、各クリーニング事業者が試験条件に則った各自の検証をしていれば、基本的にすべてのクリーニング店で処理が可能ということになるのです。

ウェットクリーニング記号におけるクリーニング事業者に求められる対応



それではこの前提でウェットクリーニング記号が表示されている繊維製品を一般のクリーニング店が取扱う際の対応について、前述の「試験条件に則った各自の検証」を中心に何が求められているかを解説します。

〈洗いに関する検証〉

①洗いに関する検証はドライクリーニングと同様に、ウェットクリーニングについても試験方法を確認し、洗濯物に与えるダメージを考慮して機械力や洗浄時間などの調整を行います。②洗浄条件のプログラム(洗浄条件基準書)を作成し、③どの製品をどのプログラムで処理したかを記録します。

〈仕上げに関する検証〉

ウェットクリーニングに関しては「標準的な仕上げ方法」を確認し、それに則った仕上げを行います。

これらの対応が確認できていればウェットクリーニングを取り扱うことが可能になります。全ク連としては自店のクリーニング方法をしっかりと検証したうえで、利用者の皆さんに「新JIS 対応の安心・安全なクリーニング」のPRの促進を呼びかけています。

ケーススタディ



消費生活相談員の方がクリーニングに関する相談を受けた際に、難しいと感じる可能性のある3つのケースについて、表示の意味を踏まえて対応例を考えてみたいと思います。

ケース1 の表示

この表示の意味は、水洗いもドライクリーニングも禁止ということです。この表示のある衣類が持ち込まれた場合は、クリーニング事業者はまず表示者に表示の根拠を確認します。そのうえでクリーニング処理が不可能な場合は、衣類の引き受けをお断りさせていただきます。クリーニング処理が可能であると判断した場合は、万が一に備え、消費者に事前に説明・重要事項説明書にサインをもらったうえで、最適なクリーニング処理を選択するのが望ましい対応となります。

ケース2 の表示

この表示は「家庭洗濯禁止」で「非常に弱いウェットクリーニングができる」ということを意味しています。この組み合わせによる表示がされた製品は、原則として「家庭で洗濯はできても元の状態に仕上げることができない製品、つまり家庭洗濯した結果、形崩れやしわになるため家庭での仕上げが困難な製品であり、仕上げにクリーニングの技術や設備を必要とする製品」であることを示しています。

この場合、依頼を受けたクリーニング事業者は、①洗いに関しては、ウェットクリーニング記号の試験条件と同等またはそれ以下の条件で行い、②仕上げに関しては、ウェットクリーニング記号を表示することの可否を判断するための試験の「標準的な仕上げ方法」を考慮しながら、同等の仕上げまたは独自の方法で仕上げを行います。

ケース3 記号の省略

新JISによる記号は「洗濯」「漂白」「乾燥(タンブル乾燥・自然乾燥)」「アイロン」「商業クリーニング(ドライ・ウェット)」の順に左から並べます。

旧JISでは色物への塩素系漂白など「通常その処理を行わないときは省略可」「絞り乾燥の記号は任意」とされていましたが、新JISでは、「禁止」を示す記号を含むいずれかが表示されていない場合には、その記号が意味する最も強い処理が可能であることを示しています(図2)。例えば、「洗濯」記号が省略されている場合、95℃を限度とした洗濯機での処理が可能、という意味になります。

図2 各記号で最も強い処理を表す記号



最後に



昨年末に改訂され、売り場に並ぶ製品の表示が新表示になったとはいえ、しばらくは消費者が所有している衣類は旧JISのものと新JISのものが混在した状態が続き、クリーニング店へも双方の表示の衣類が持ち込まれるでしょう。その際にポイントとなるのは新表示が旧表示のどれに対応しているのか、そして新しく加わった表示に関して、その意味も含めて、クリーニング事業者が消費者にしっかりと説明できることが大切だと考えています。

その際の説明資料として全国のクリーニング事業者に厚生労働省、経済産業省、消費者庁が発行した「JIS L 0001 表示記号に対するクリーニング業界の対応」の新旧対比表が2015年10月に配布されています(資料)。制度の過渡期を迎え、消費者にご迷惑をかけないようサービスの中身を可視化しながら、事業者自身を守るためにも記録をきちんと取るということが最終的には消費者の信頼を勝ち取っていける店づくりにつながる時代だと感じています。

資料 関連省庁作成「JIS L 0001 表示記号に対するクリーニング業界の対応(新旧対比表)」

2015年10月
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 生活衛生課
経済産業省 産業技術環境局 国際標準課
消費者庁 表示対策課

繊維製品に付けられる洗濯処理のための表示記号は、平成28年12月1日以降も、クリーニングの現状では、JIS L 0217の表示の繊維製品が持ち込まれることが想定されることに伴い、以下の通り、JIS L 0001とJIS L 0217による記号をグループ化した対比表を作成しましたのでご活用ください。

洗濯処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
101		液温は、95°Cを限度とし、洗濯ができる。	190		液温は、95°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
JIS L 0217には対応する記号なし。JIS L 0001を参照して処理する。			170		液温は、70°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
102		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。	160		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
			161		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
JIS L 0217には対応する記号なし。JIS L 0001を参照して処理する。			150		液温は、50°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
103		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。	140		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
			141		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
104		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい。	142		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。
JIS L 0217には対応する記号なし。JIS L 0001を参照して処理する。			130		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
105		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい。	131		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
			132		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。
106		液温は、30°Cを限度とし、弱い手洗いがよい。洗濯機は使用できない。	110		液温は、40°Cを限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。
107		水洗いはできない。	100		洗濯処理はできない。

漂白処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
201		塩素系漂白剤による漂白ができる。	220		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。
JIS L 0217には対応する記号なし。JIS L 0001を参照して処理する。			210		酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。
202		塩素系漂白剤による漂白はできない。	200		漂白処理はできない。

乾燥のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217には対応する記号なし。JIS L 0001を参照して処理する。			320		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。高温乾燥：排気温度の上限は最高80°C
			310		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。低温乾燥：排気温度の上限は最高60°C
			300		洗濯処理後のタンブル乾燥処理はできない。
601		つり干しがよい。	440		つり干し乾燥がよい。
			430		ぬれつり干し乾燥がよい。

乾燥のための表示記号(続き)

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
603		平干しがよい。	420		平干し乾燥がよい。
			410		ぬれ平干し乾燥がよい。
602		日陰のつり干しがよい。	445		日陰でのつり干し乾燥がよい。
			435		日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。
604		日陰の平干しがよい。	425		日陰での平干し乾燥がよい。
			415		日陰でのぬれ平干し乾燥がよい。

アイロン処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
301		アイロンは210°Cを限度とし、高い温度(180~210°Cまで)で掛けるのがよい。	530		底面温度200°Cを限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
302		アイロンは160°Cを限度とし、中程度の温度(140~160°Cまで)で掛けるのがよい。	520		底面温度150°Cを限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
303		アイロンは120°Cを限度とし、低い温度(80~120°Cまで)で掛けるのがよい。	510		底面温度110°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる。
304		アイロン掛けはできない。	500		アイロン仕上げ処理はできない。

ドライクリーニングのための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
401		ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレン又は石油系のものを使用する。	620		パークロロエチレン及び記号Ⓕの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理*ができる。通常の処理
			621		パークロロエチレン及び記号Ⓕの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理*ができる。弱い処理
402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する。	610		石油系溶剤(蒸留温度150°C~210°C、引火点38°C~)でのドライクリーニング処理*ができる。通常の処理
			611		石油系溶剤(蒸留温度150°C~210°C、引火点38°C~)でのドライクリーニング処理*ができる。弱い処理
403		ドライクリーニングはできない。	600		ドライクリーニング処理はできない。

注*:ドライクリーニング処理は、タンブル乾燥を含む。

ウエットクリーニングのための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217には対応する記号なし。JIS L 0001を参照して処理する。			710		ウエットクリーニング処理ができる。通常の処理
			711		ウエットクリーニング処理ができる。弱い処理
			712		ウエットクリーニング処理ができる。非常に弱い処理
			700		ウエットクリーニング処理はできない。